弘前圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会公募委員募集要項

1 趣旨

この要項は、弘前圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員(「以下「委員」という。) を公募するにあたり、募集や選考の方法など必要な事項について定める。

2 委員の役割等

- (1) 「弘前圏域定住自立圏共生ビジョン」策定及び変更について審議する。
- (2) 年1~2回程度の会議(平日・日中の会議)に出席する。(令和3年度は3~4回 開催予定)
- (3) 委嘱期間は、委嘱された日から令和5年3月31日までとする。

3 募集

- (1)募集内容は、弘前圏域(弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎 館村、西目屋村)(以下、弘前圏域)の広報誌及びホームページへ掲載する。
- (2) 募集期間は、令和3年5月1日(土)から6月15日(火)午後5時までとする。
- (3) 募集する人数は、2人程度とする。

4 報酬等

「弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例」の規定に基づき、懇談会1回の出席につき、報酬及び交通費相当額を支給する。

5 応募資格と方法等

- (1) 応募資格は、弘前圏域内に居住する満18歳以上の住民とする。
- (2) 応募しようとする者は、志望動機(400字以内)を提出するものとする。
- (3)上記(2)は、応募者本人の作成によるもので、住所(住民票所在地)、氏名、(ふりがな付き)、生年月日、性別、職業、電話番号が明記されていること。
- (4) 次の者は原則として選任できないものとする。
 - ・現在、圏域内市町村の審議会委員などになっている方。
 - ・圏域内市町村の議員又は職員の方。(退職者含む。)
 - ・過去に本懇談会の公募委員であった方。

6 選考方法等

- (1) 選考の方法は、提出された応募申込書の内容を考慮するとともに、住所、年齢、職業などの応募者の属性を考慮し、弘前市企画部企画課が選考する。
- (2) 弘前市長が委員を委嘱する。

7 発表

選考結果については、7月中旬頃に応募者全員に文書で通知するほか、弘前市のホームページで発表する。